

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874

新安保条約の要綱

(三四一〇七)

- 一 前文においては、日米両国の友好関係緊密化、国連支持及び国際平和希求、極東の平和と安全に対する共通の関心、個別的及び集団的自衛の権利の確認等についてうたり。
- 二 本条約と国連憲章との関係を明らかにする。
- 三 締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、
 - (A) 武力攻撃があつた場合は、その攻撃及びこれに対して執られた対抗措置は直ちに安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執つた場合は右対抗措置は終止されることとする。
 - (B) 締約国は国連の平和維持機構としての機能の強化に努力することとする。
 - (C) 本条約の規定は、国連憲章に基づく締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないものとする。

極秘

- 三 政治的経済的協力関係を規定する。
安全保障関係はより広い一般的な両国関係の基礎の上にその一環として成り立つところであるから、その趣旨より両国間の政治的経済的協力関係をうたり。すなわち締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力することとする。
- 四 防衛力の維持発展について規定する。
米国が与国と結んでいるこの種条約は、自助及び相互援助の原則をうたつたいわゆるヴァンデンバーグ決議によつてゐる。しかして米国の援助義務を条約に規定するためにはこの決議の精神をうたわなければならぬので、本条約においても、締約国は、個個に、また、相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範囲内で維持発展させることとする。
- 五 条約の運営上締約国は随時協議して密接な連絡を保つことを

- 明らかにする。すなわち、
- (イ) 両締約国は本条約の実施に関し随時協議することとし、
 - (ロ) 日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認める場合はいつでも協議することとする。
- 六 いかなる場合に防衛援助義務が発動するかを明らかにする。本条約において米国の日本防衛義務を明らかにすることを目的とし、両締約国は、日本の施政の下にある領域において、いずれかの締約国に対して攻撃があつた場合は、これを自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする。
- 七 米軍の在日施設区域使用を認める。すなわち、
- (イ) 米軍は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、日本にある施設及び区域を使用することができるとするが、同時に、

- 四
- (ロ) 核兵器問題及び施設区域の作戦的使用の問題は特に重要であるので、米軍の日本への配置及び装備における重要な変更ならびに米軍が施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の基地として使用することは、日本政府との事前協議の主題たるべきことを付属交換公文により明らかにする。
- 八 本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廃棄しうることにする。もつとも、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定をする措置を執つたと双方が認めるときは、いつでも効力を失うものとする。
- 九 批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅することとする。